

下請法の概要

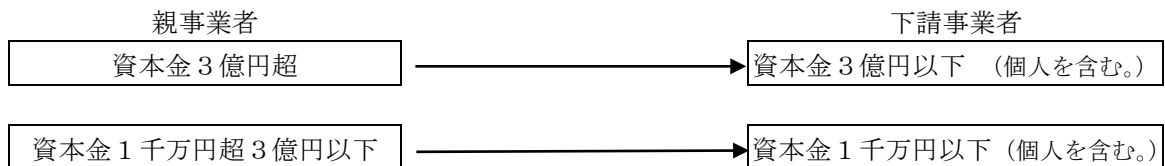
○本法の概要

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)は、独占禁止法上の禁止行為である不公正な取引方法の一つの「優越的地位の濫用」について、簡易・迅速に処理することを目的とし、昭和 31 年に同法の補完法として制定されたもの。

(1) 目的:下請取引の公正化・下請事業者の利益保護 (第1条)

(2) 親事業者、下請事業者の定義 (第2条第1項～第8項)

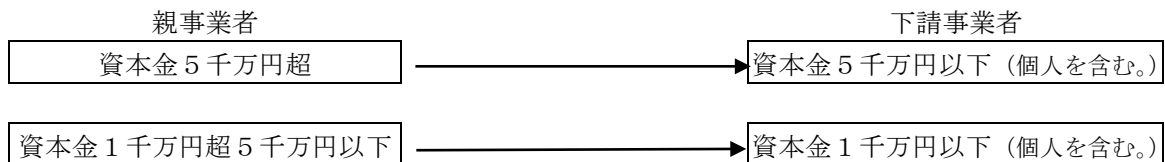
① 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託 ※



※ 政令で定める情報成果物作成委託 → プログラム

政令で定める役務提供委託 → 運送、物品の倉庫における保管、情報処理

② 情報成果物作成・役務提供委託 (政令で定めるものを除く ※)



(3) 親事業者の義務及び禁止行為並びに調査権及び排除措置

① 義務

- ア 発注書面の交付義務 (第3条)
- イ 書類の作成・保存義務 (第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)
(給付を受領した日から60日以内の出来るだけ早期)
- エ 遅延利息の支払義務 (第4条の2)

② 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)
- エ 返品の禁止 (第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止 (第4条第2項第4号)

